

鴻巣市告示第 7 7 号

鴻巣市認定地域クラブ運営費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 7 日

鴻巣市長 並 木 正 年

鴻巣市認定地域クラブ運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、本市における部活動の地域展開の円滑な推進及び子どもたちが安心して継続的にスポーツ、文化芸術活動等に取り組める環境を整備するため、地域においてスポーツ、文化芸術活動等の地域クラブ活動を行う団体に対し、予算の範囲内において鴻巣市認定地域クラブ運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、鴻巣市補助金等の交付に関する規則（昭和 5 4 年鴻巣市規則第 4 号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象団体)

第 2 条 補助の対象となる団体は、鴻巣市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（令和 8 年鴻巣市教育委員会告示第 4 号）第 8 条の認定団体等（以下「認定地域クラブ」という。）とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、認定地域クラブの事業及び運営に要する経費（交付申請した年度に支出したものに限る。）とする。ただし、食糧費は除く。

(補助金の交付額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、3 0 万円を限度とする。

2 同一の認定地域クラブに対する補助金の交付は、1年度につき1回とし、通算して3回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする認定地域クラブ（以下「申請者」という。）は、鴻巣市認定地域クラブ運営費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類又はその写しを添えて、市長が別に定める申請期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約又はこれに相当するもの
- (4) 会員名簿（役職及び会員の住所が記載されたもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否について決定し、鴻巣市認定地域クラブ運営費補助金交付決定通知書（様式第2号）又は鴻巣市認定地域クラブ運営費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。ただし、申請が多数であったことにより、各申請（前段の規定による交付決定を受けることが予定される申請者に係るものに限る。）について補助金の交付決定をした場合における交付決定額の合計が予算の範囲を超えることが明らかとなったときは、次に掲げる事項を市長が総合的に勘案し、補助金の交付の決定を行うものとする。

- (1) 事業内容の公益性及び必要性
- (2) 事業の実現可能性
- (3) 市の施策との整合性
- (4) 補助金の交付回数

（概算払）

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた認定地域クラブ（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定額の範囲内において概算払を請求することができる。

2 前項の規定による補助金の概算払を請求する交付決定者は、鴻巣市認定地域クラブ運営費補助金概算払請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、交付決定者に対して速やかに補助金を交付するものとする。

（申請内容の変更）

第8条 交付決定者は、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに鴻巣市認定地域クラブ運営費補助金変更届出書（様式第5号）に、第5条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類又はその写しを添えて市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助対象の事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計が確定したときは、速やかに鴻巣市認定地域クラブ運営費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、鴻巣市認定地域クラブ運営費補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、鴻巣市認定地域クラブ運営費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、交付決定者に対して速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 12 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 認定地域クラブの認定が取り消されたとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

（補助金の返還）

第 13 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該交付決定者に既に補助金が交付されているとき、又は補助金の額を確定した場合において既にその額を超える補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部について期限を定め、鴻巣市認定地域クラブ運営費補助金返還命令書（様式第 9 号）によりその返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備）

第 14 条 交付決定者は、補助対象経費を明らかにした書類、帳簿等を整備しておかなければならない。

2 前項の書類、帳簿等は、当該補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

（その他）

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。